

令和8年度 中・四国旅客船労働協約改定集団交渉妥結

妥結内容

- ①有効期間は、令和8年4月1日より令和9年3月31日までとする。
- ②船内食料金については、1人日額1360円とする。(50円増額)
- ③職別基本給の改定は標準船員(役付A:35歳)経験加給込1万1950円(ベア8660円、経験加給3290円)=4.48%アップの改定。
- ④家族手当については、18歳未満の子および在学中で職業を有しない23歳未満の子を月額1950円とする。

交渉概要

令和8年度の中・四国旅客船労働協約改定集団交渉は、3月2日の第1回交渉を皮切りに期限内決着を目指し、3月9日に第2回、3月23日に第3回、3月27日に第4回交渉を開催し、中断をはさみつつ粘り強く交渉を展開した。

第4回交渉では、会社側から、前回交渉以降、内部検討を行うも先行き不透明感が強い中、大幅な原資を必要とする要求なので慎重に検討したいとの回答がなされた。

組合は、組合員の生活を守るためにも物価高に負けない賃金改定は不可欠であると主張し、会社側に前進した回答を求め交渉を一時中断した。

交渉再開後、会社側から、早期円満解決に向け形式に捉われない形で協議したいとの申し出がなされたことから、早期解決に向けた協議であればやぶさかではないとして、第4回交渉を中断とした。

その後、小委員会を開催し、断続的かつ精力的に協議を重ねた結果、一定の整理が図られたため、小委員会を打ち切り、第4回交渉を再開した。

会社側から、職別基本給の改定について、3.55%のベースアップおよび経験加給の実施としたい。船内食料金の改定について、50円増額の1360円としたい。子どもに対する家族手当を350円増額の1950円にしたいと回答が示され、回答内容を精査した結果、今次交渉における誠意ある回答と判断し、その他の要求項目を取り下げ、3月31日に妥結した。

「海員だより」